丸亀市中期財政フレーム(改訂)

フレーム期間 令和 5 年度~令和 9 年度 (長期試算フレーム 令和 14 年度まで)

令和5年9月

丸亀市

目 次

(本編)			
(/十八//冊)	1	中期財政フレームの目的	1
	2	フレームの基本的事項	2
	3	フレーム推計 (試算) の考え方	3
	4	中期財政フレーム	8
	5	課題と取組	9
(資料編)	•	経常収支比率	1 1
		実質公債費比率	1 1
		将来負担比率	1 1
		市債残高と公債費(長期試算フレーム)	1 2
		基金残高推移(長期試算フレーム)	1 3

丸亀市中期財政フレーム(本編)

1 中期財政フレームの目的

中期財政フレーム(以下「フレーム」という。)は、まちづくりの中長期的展望の下に計画する諸施策や構想を着実に推進するため、その基盤となる堅実な財政運営の指針とするものです。

そのため、フレームでは、経常的な収入と義務的な経費等の比較により、投資的経費に 充当可能な財源の経年予測や、今後の課題である公債費や基金を試算し、本市の財政的な 「力量」を推し量る指標を示します。

また、このフレームは、毎年の決算期に見直しを行うことで、常に将来的な財政の弾力性を監視するとともに、市民の皆様にも公表し財政情報の提供に努めます。

具体的な目的は下記のとおりとします。

- (1) 第二次丸亀市総合計画に掲げる「将来像」の実現に向け、基本計画に掲げる重点 プロジェクトの着実かつ計画的な実施を推進する。
- (2) 第五次丸亀市行政改革プランに基づく行政システムの適正化を促進し、持続可能な行財政運営の構築と市民サービスの向上を推進する。
- (3) 将来的に安定した財政基盤の確保を前提に、高度化・多様化した行政需要に柔軟かつ迅速に対応し、効果的で効率的な行政サービスの提供を推進する。

2 フレームの基本的事項

(1)期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の財政フレームとし、あわせて、令和 14 年度までの 10 年間にわたる市債残高と公債費や基金残高にかかる試算を示します。

(2) 対象会計

一般会計(各特別会計にかかる繰出金等の財政需要を含む)とします。

(3) 収支フレーム

- ① 「経常的に収入される一般財源」と「経常的に支出される経費に充当(消費) される一般財源」の収支フレーム
- ② 「投資的経費に充当可能な一般財源」と「投資的経費などで必要となる一般財源 (特定財源控除後)」の収支フレーム
- ③ 財源余剰、不足額に関するフレーム

(4) 推計のベース

推計のベースは、直近年度(令和4年度)決算額、及び改訂年度(令和5年度)決算見込額(9月現在)とします。

税制及び国・県の制度等は、最新情報の捕捉に努めるものの、制度設計や改正内容による本市財政への影響が予測困難なものについては、基本的に現行制度が継続するものとして推計します。

(5) 前年度繰越金、基金等繰入金及び積立金

「前年度繰越金」は経常的に見込まれる一般財源ではないため、中期財政フレームの対象外としています。

また、年度間の財政調整手段としての「財政調整基金」のほか、「特定目的基金」の取り崩しについては、収支フレームにおける財源不足の際の財源手当てとします。 一方、積立金については収支フレームにおいて財源余剰の際の処分手法とします。

3 フレーム推計(試算)の考え方

【経常的一般財源】

(1) 市税

①個人市民税

令和5年度で震災関連の特例措置が終了するため、令和6年度以降は均等割に係る税収 の減少が見込まれますが、その他はこれまでの決算状況や令和5年度当初課税を参考に、 ほぼ同水準で推移していくものと試算しています。

②法人市民税

新型コロナウイルス感染症の影響は落ち着きを見せ始めたものの、ウクライナ情勢の長期化等に伴う世界的な物価高騰の動向が不透明であることから、本フレームの期間中は、令和5年度決算見込額と同水準で推移するものと試算しています。

③固定資産税

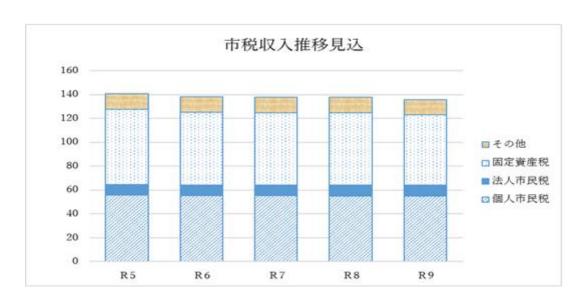
令和6年度及び9年度の評価替えを見込むとともに、企業立地促進条例の対象となる償却資産等の影響額を織り込んでいます。

④その他(軽自動車税、市たばこ税、入湯税)

軽自動車税は、種別割について、これまでの決算状況等を参考に、令和5年度以降微増と見込んでいます。

市たばこ税は、令和5年度は現時点での調定額等を参考に推計しておりますが、令和6年度以降は健康志向の高まりから減少していくと見込んでいます。

入湯税は、これまで新型コロナウイルス感染症の影響により激減していたものの、令和4年度より回復傾向が見られているため、以降3年間程度は回復基調とし、令和7年度以降は同水準で推移するものと見込んでいます。



(2) 地方交付税

① 普通交付税

基本的には国の地方財政計画によりますが、市税等の動向や公債費の推移などを織り込んで試算しています。

②特別交付税

特別交付税については、経常的な一般財源としてではなく、災害などの特別な財政需要 に対する財政措置であるため、中期財政フレームの対象外としています。

(3) 臨時財政対策債

地方の一般財源の収支不足は、本来、地方交付税制度を通じて財源調整されるべきものですが、国の交付税特別会計では賄えないために、臨時的措置として創設された地方債制度です。

国では、地方の一般財源確保に向けた取組を進めており、財源の捻出など不透明な部分 もありますが、臨時財政対策債の発行抑制の動向も見られることから、今後は、国が示す 現時点での令和6年度地方債計画(案)を参考に一定の2億円と見込んでいます。

(4) 地方譲与税及び交付金

地方譲与税については、エコカー減税など自動車税制の動向にもよりますが、当面は税額の大きな変動要因を想定することが困難なため、これまでの実績に基づき計画期間中の収入額を見込みました。

また、森林環境譲与税では、国の示す基準に即した額を織り込んでいます。

交付金についても、景気の動向などに左右されるものが多く、先行きを予測することが 困難であるため、これまでの実績に基づき計画期間中は同水準で推移するものと見込んで います。

(5) その他

使用料や財産収入などの経常一般財源は、基本的にこれまでの実績等を踏まえ同等額を 見込んでいます。

【経常的経費(所要一般財源)】

(1) 人件費

職員数については、第五次丸亀市定員適正化計画を基本とし、令和5年度より導入された定年延長による影響を織り込み、各年度の定年退職予定者数と新規採用予定者数及び再任用職員数を考慮しています。

職員給については、令和5年度は退職者一人あたり940万円の減額とし、新規採用者一人あたり380万円(定年退職者の入れ替わりによる減少額:一人あたり560万円)として算出しています。定年延長の影響を受ける令和6年度以降は、退職者一人あたり658万円(940万円の7割)とし、定年退職者の入れ替わりによる減少額を1人あたり278万円として算出しています。また、再任用職員は一人あたり500万円としています。

退職金については、定年退職者一人あたり 2,100 万円としています。

なお、会計年度任用職員制度については、後述する臨時的経費の中で織り込んでいます。

(2) 扶助費

扶助費は、全体的に増加傾向が続いていることから、将来予測としては、近年の増加率 を参考に経常一般財源所要額の伸び率を約2%と見込み推計しています。

(3) 公債費

可能な限り計画期間中に発行する新発債も考慮のうえ市債残高を推計し、起債メニューごとの償還年数や利率などを勘案することにより算出しています。

なお、新発債の利率等については、直近の借入利率を参考に、政府系資金は償還期間に 応じて年利 $0.2\sim0.5\%$ 、市中銀行からの借入れは $0.3\sim1.5\%$ として推計しています。

☞参考:資料編P. 12「市債残高と公債費(長期試算フレーム)」

(4) 物件費、維持補修費、補助費等

これまでの実績を踏まえた中で、国の制度への対応などを考慮し、経常経費の一般財源 所要額を推計しています。また、令和5年度からの小中学校給食費無償化の影響や、令和8 年度以降の新市民会館の指定管理料などを織り込んでいます。

(5) 繰出金

各特別会計繰出金については、基本的には繰入基準に則った経年の試算をしました。

① 国民健康保険特別会計

「丸亀市国民健康保険特別会計財政計画」を基本に織り込んでいます。

②介護保険特別会計

「第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」に基づき、当該計画期間中の 介護給付費や地域支援事業費などを推計し織り込んでいます。

③その他特別会計

後期高齢者医療保険特別会計などについては、国の制度動向やこれまでの実績から相 当額を見込んでいます。

【投資的経費(事業費-特定財源=所要一般財源)】

(1) 事業費

普通建設事業(投資的経費)に係る全庁調査の結果を基に、これまでの実績なども踏まえ、現時点における計画期間中の推計額を計上しています。

①緊急防災·減災事業

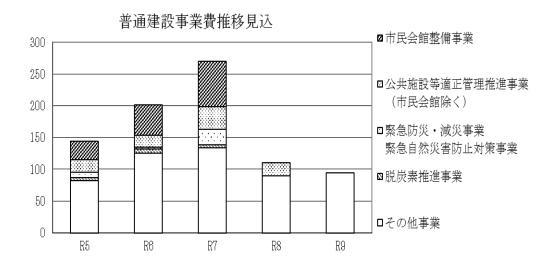
地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、 国では令和7年度までの間、緊急防災・減災事業債の予算措置を継続することとしてい るため、措置期間中の計画事業を織り込んでいます。

②公共施設等適正管理推進事業

公共施設等の総合的適正管理の推進に向けて、国では令和8年度までの間、公共施設 等適正管理推進事業債の予算措置が継続されることとなったため、措置期間中の計画事 業を織り込んでいます。

③大手町地区公共施設再編整備事業

現時点での新市民会館建設費用や大手町地区4街区内の整備事業関連経費を織り込んでいます。なお、これらの財源については、市債の活用のほか、大手町地区公共施設再編整備基金からの繰入金により手当てする予定です。



(2) 特定財源(国県補助金、地方債等)

継続事業や通常見込まれる建設改良事業に対する国県補助金及び地方債については、これまでの実績や現時点での制度等が引き続き継続される前提で試算しています。

【臨時的経費(所要一般財源)】

経常的に必要となる経費のほかに、施設の修繕費、国県支出金や税の過誤納還付金など、 その年々の事情により臨時的に一般財源での措置が必要となる経費があります。

一般財源所要の臨時的経費については、これまでの実績等を踏まえた期間中の所要額のほか、平成28年度に制定した「丸亀市企業立地促進条例」に係る奨励金や、令和2年4月より導入された会計年度任用職員制度にかかる所要見込額、また、令和5年度から令和7年度までの市民会館開館準備業務に係る経費を織り込んでいます。

4 中期財政フレーム

(単位:百万円)

経常的歳入歳出の区分		令和5年度	令和6	年度	令和	7年度	令和:	8年度	令和9年度		
性田田が及び豚田の万			見込額	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比	推計額	対前年度比
	市	税	14, 061	13, 807	98.2%	13, 785	99.8%	13, 767	99.9%	13, 582	98.7%
経常	地方交付税(普通)	9, 010	8, 984	99.7%	8, 762	97.5%	8,621	98.4%	8, 533	99.0%
一的	臨時財政対	対策 債	241	200	83.0%	200	100.0%	200	100.0%	200	100.0%
般	地方譲与税・	交付金	3, 581	3, 584	100.1%	3, 584	100.0%	3, 584	100.0%	3, 584	100.0%
財	そ の	他	162	162	100.0%	162	100.0%	162	100.0%	162	100.0%
源	合 計	Α	27, 055	26, 737	98.8%	26, 493	99.1%	26, 334	99. 4%	26, 061	99.0%
_	人件	費	5, 641	5, 885	104.3%	5, 574	94.7%	6,043	108.4%	5, 453	90. 2%
般財源所要経常経費	扶 助	費	3, 659	3, 740	102.2%	3, 808	101.8%	3,884	102.0%	3, 961	102.0%
判消常	公 債	費	5, 887	6, 048	102.7%	5, 848	96. 7%	6,011	102.8%	5, 909	98.3%
所経	物件費、維持補修費	、補助費等	6, 379	6, 430	100.8%	6, 430	100.0%	6, 723	104.6%	6, 853	101.9%
要費	繰出	金	3, 410	3, 493	102.4%	3, 579	102.5%	3,668	102.5%	3, 761	102.5%
額	合 計	В	24, 976	25, 596	102.5%	25, 239	98.6%	26, 329	104.3%	25, 937	98.5%
			Г								
臨	充当可能な一; C =	般財源 : A – B	2, 079	1, 141	54.9%	1, 254	109. 9%	5	0.4%	124	2480.0%
時	投資的事業	費 総 額	14, 400	20, 181	140.1%	27, 033	134.0%	11,001	40.7%	9, 439	85.8%
的	(特定財	源)	12, 063	17, 319	143.6%	24, 221	139.9%	9, 114	37.6%	7, 271	79.8%
経費	投資的一般財源所	f要額 D	2, 337	2,862	122.5%	2,812	98.3%	1,887	67. 1%	2, 168	114. 9%
	その他臨時的一般財源	原所要額 E	2, 706	2, 764	102.1%	2, 797	101.2%	2,695	96.4%	2, 695	100.0%
経常的一般財源余剰(不足)額 F =C-D-E		(2, 964)	(4, 485)	151. 3%	(4, 355)	97. 1%	(4, 577)	105. 1%	(4, 739)	103. 5%	

参考:令和5~令和9年度 F行の累計額

(21,120)

5 課題と取組

(課題)

令和4年度決算は、歳入総額が約613億円、歳出総額が約608億円で、歳入歳出差引額が約5億円、翌年度への繰越財源を除いた実質収支が約2億円となりました。

令和3年度に実施した国の子育て世帯等臨時特別支援事業や本市独自の新型コロナウイルス感染症対策事業が一部終了したことに伴い、扶助費や物件費、補助費等で大幅な減少となりましたが、公共施設の老朽化対策や市民会館整備などの影響により、普通建設事業費が約17億円増加したほか、モーターボート競走事業会計からの繰入金を基金に積み立てるなど、合併後2番目に多い決算となりました。

一方、歳入では、市税は前年度と比較して微増となりましたが、普通交付税や臨時財政 対策債が減少するなど、基金から約31億円を取り崩して財源を確保する決算となっていま す。

本フレームにおける試算では、今後も経常的一般財源の不足が見込まれることから、引き続き景気や国の施策などの動向をはじめ、時代の変遷に伴う行政需要に柔軟に対応するとともに、次に掲げる課題などを踏まえ、厳格な財政運営に努めます。

- (1) 公債費の増加
- (2) 中期財政フレーム期間中、経常的一般財源ベースで総額約211億円の財源不足
- (3) 新市民会館整備などへの対応と公共施設の老朽化対策

(取組)

- (1) 第二次総合計画「将来像」の実現に向けたまちづくり 本市が目指すまちづくりを一貫して推進するため、基本計画に掲げる施策ごとの成果 指標や重点プロジェクトの進行管理と行政評価(検証)を行います。
- (2) 行財政改革の推進

「最少の経費で最大の効果」という地方自治運営の基本原則のもと、第五次丸亀市 行政改革プランでの取組や不断の改革に努めます。

- (3) 行政と民間の役割分担
 - ①市民ニーズや社会潮流の変化に柔軟に対応する観点から、行政の役割を明確にし、成熟した民間市場の活用が有効であると判断されるものについては、積極的な外部活力の導入を推進します。

②市民主体のまちづくりを進める観点から、地域課題に取り組む身近な自助・共助を推進します。

(4) 財政基盤の強化

- ①財源確保と負担の公平・公正の観点から、市税をはじめ、使用料等の税外債権についても収納率の向上対策を推進します。
- ②自主財源の確保の観点から、将来的な公共利用が予定されない資産については積極的 に処分します。
- ③年度間の財源調整や将来的な行政需要に対応する観点から、財政調整基金をはじめ各種特定目的基金の効果的活用と留保に努めます。
- ④特別会計や企業会計は特定の歳入をもって特定の事業を実施する原則的な観点から、 徹底した経営努力による歳入確保と事業経費の見直しを行い、一般会計からの一般財 源の流出(繰出金等)を抑制します。
- ⑤中期的な収支見通しに加え、長期的な動向も踏まえる観点から、各年度の状況の変化に応じ所要の修正を加えながら中期財政フレームを更新します。

(5) 事務事業の適正化、効率化

- ①公共施設の整備事業費や将来的な維持管理経費などの観点から、投資的事業の選択と 集中のもと、工事手法等に知恵と工夫を結集しコストの縮減に務めます。
- ②計画的かつ効率的なファシリティマネジメントの観点から、公共施設等総合管理計画 の基本方針に則り、各部門別に策定する長寿命化計画等を着実に推進し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。
- ③人口減少や多様化する地域の課題に対応するため、近隣市町との協力や広域連携など にも取り組み、持続可能な自治体経営に努めます。

丸亀市中期財政フレーム(資料編)

■ 経常収支比率

P.8 の中期財政フレームにおいて、経常的一般財源総額(A)と経常経費一般財源所要額 (B)の比率(B/A)で算出しています。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
92.3%	95.7%	95.3%	100.0%	99.5%

☞経常収支比率:団体の財政構造の弾力性を判断する比率として使われる。人件費、扶助 費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常一 般財源収入がどの程度充当されているかを表しており、この比率が低いほど投資的 経費等に向ける財源に余裕があるといえる。

■ 実質公債費比率

(算出コメント)計画期間中の市債に係る元利償還金と、公営企業や一部事務組合の償還金の財源となる繰出金や負担金などを推計し、標準財政規模に対する割合を算出しています。前3年度間の平均値が、当該年度の実質公債費比率となります。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
10.4%	11.1%	11.6%	12.4%	13.3%

☞実質公債費比率:標準財政規模に占める公債費負担(普通交付税で措置されるものを除く)の程度を判断するものである。公営企業の地方債元利償還金への繰出金や、一部 事務組合の元利償還金に充てられた負担金も公債費負担に含めており、公債費負担の 実態を反映させている。(18%以上の団体は、地方債発行に際し許可が必要となる。)

■ 将来負担比率

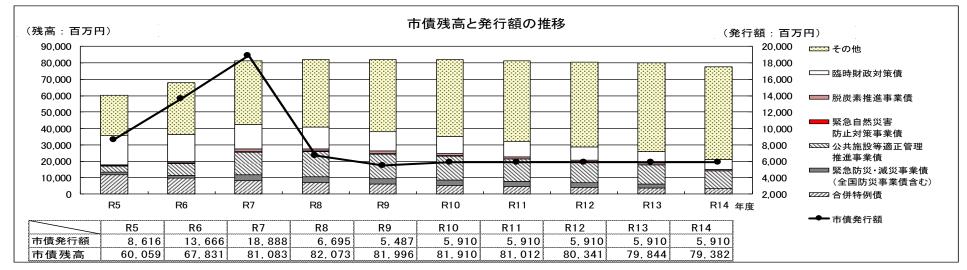
(算出コメント)公営企業等も含めた償還金に対する負担額に加え、退職手当等の負担額の合計額から、基金などの充当可能財源を差し引いた額を推計し、標準財政規模との割合を算出しています。

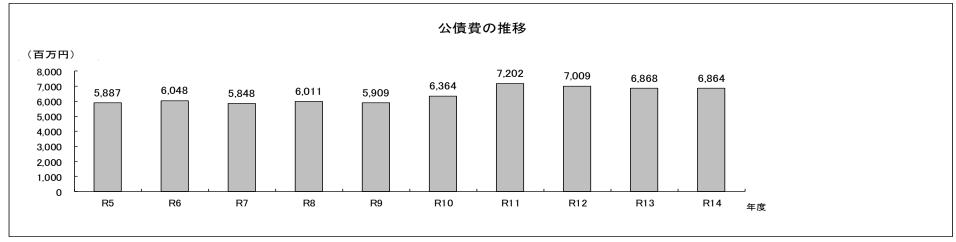
令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
-%	39.9%	116.5%	128.2%	133.3%

☞将来負担比率:一般会計等が負担する負債の額から、負債に充当可能な積立基金や特定 財源、普通交付税で措置される負債額を控除した将来負担額の標準財政規模に占め る割合を示す指標である。負債の額には、一般会計等の地方債残高、公営企業、一 部事務組合、出資団体の負債額、退職手当負担額等が含まれており、自治体の本体 である一般会計等が将来にわたる負担額全体を網羅している。

■ 市債残高と公債費(長期試算フレーム)

事業内容等から活用可能な市債を想定し、計画期間中の発行予定額を織り込んで将来的な市債残高及び公債費を推計しています。 その結果、市債残高は令和8年度、公債費は令和11年度にピークを迎える見込みとなっています。





■ 基金残高推移(長期試算フレーム)

基金については、合併特例債をはじめとする市債の償還や、大手町地区公共施設再編整備事業への対応などから、将来的な財源確保として 「基金の効果的活用と残高確保」に努めます。

長期試算フレーム期間中は、可能な限り取崩額を抑制し財政調整基金などへの確実な積立てを目標とします。

中期財政フレーム期間中の基金残高の推移

左座	公生产程序	取崩額	取崩額 内訳		積立額	内訳		運用利子	业数左连士母古
年度	前年度残高	(1)+2)	1	2	(3+4)	3	4	連用利丁	当該年度末残高
令和5年度	29,622	3,268	2,664	604	9,106	9,000	106	22	35,482
令和6年度	35,482	4,939	4,185	754	3,100	3,000	100	25	33,668
令和7年度	33,668	6,091	4,055	2,036	3,100	3,000	100	24	30,701
令和8年度	30,701	4,349	4,277	72	3,100	3,000	100	22	29,474
令和9年度	29,474	4,439	4,439	_	3,100	3,000	100	22	28,157

計画期間最終年度(令和9年度)の経常的一般財源不足の状況が継続したと仮定した場合の基金残高の推移

〔単位:百万円〕

「単位:百万円〕

年度	前年度残高	取崩額	取崩額 内訳		積立額	内訳		運用利子	当該年度末残高
平 及	刊十及%同	(1) +2)	1	2	(3+4)	3	4	連用利丁	当 放平及不然向
令和 10 年度	28,157	4,439	4,439	_	3,100	3,000	100	20	26,838
令和 11 年度	26,838	4,439	4,439	_	3,100	3,000	100	19	25,518
令和 12 年度	25,518	4,439	4,439	_	3,100	3,000	100	18	24,197
令和 13 年度	24,197	4,439	4,439	_	3,100	3,000	100	18	22,876
令和 14 年度	22,876	4,439	4,439	_	3,100	3,000	100	16	21,553

【内訳の説明】 ①:各年度の経常的一般財源不足額(P8の表のF行)から特別交付税(300百万円)を差し引いた額

②: 大手町地区公共施設再編整備基金からの充当額

③:ボートレース事業からの繰入額

④:財政調整基金への積立額